

平成26年9月版

新規就農を目指す皆さんへ!

支援策活用ガイド

～就農に向けて必要な支援策を準備しています!～



本活用ガイドでは、平成26年度予算で措置している各種施策を中心として、新たに農業にチャレンジされる方への支援策をご紹介します。

農林水産省

目 次

取り組み内容		頁
農業を始めるために情報収集したい！		
1	就農相談をしたり、自治体の支援制度や農地・家屋等に関する情報を収集したい	1
2	農業を体験してみたい	1
3	農業法人に就職するための情報を収集したい	2
4	後継者がいない農業者の農業経営を引き継ぎたい	3
農業技術・経営ノウハウを身につけたい！		
5	農業の学校等で実践的に学びたい	4
6	研修中の所得を確保したい	5
独立して農業を始めたい！		
7	経営を始めて間もない時期の所得を確保したい	6
8	機械・施設の導入等の資金を借りたい	7
9	機械・施設の導入等の経費を支援してほしい	8
お問い合わせ先		
農林水産省の相談窓口一覧		10
各都道府県の新規就農相談センター		11

農業を始めるために情報収集したい！

1

就農相談をしたり、自治体の支援制度や農地・家屋等に関する情報を収集したい

全国新規就農相談センターでは、都道府県に設置されている相談窓口や就農相談会、インターネットを通じて、就農のステップや就農体験談、農地・家屋情報、各地方自治体の就農支援情報など、就農に関する情報を提供します。



2

農業を体験してみたい

全国新規就農相談センターでは、短期間の農業就業体験(インターンシップ)を実施しています。



【お問い合わせ先】

全国農業会議所(全国新規就農相談センター) TEL:03-6910-1133
または各都道府県の新規就農相談センター(11頁参照)
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

携帯HPはこちら



※農地情報については、全国農業会議所ホームページ内の「農地情報システム」をご覧ください。
<http://agri.nca.or.jp/>

3 農業法人に就職するための情報を収集したい

○ 全国新規就農相談センター

新規就農相談センターでは、ホームページで求人情報を提供したり、各都道府県の新規就農相談窓口で就業先の紹介等を行っています。



【お問い合わせ先】

全国農業会議所(全国新規就農相談センター) TEL:03-6910-1133
または各都道府県の新規就農相談センター(11頁参照)
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

携帯HPはこちら



○ 就農相談会(新・農業人フェア)

農業に関心のある方や就農を希望している方、農業法人に就職したい方と、農業法人、自治体などが一堂に会する就農相談会を開催しています。

新・農業人フェア開催日

6/14(土)	大阪	マイドームおおさか
7/5(土)	東京	東京国際フォーラム
9/20(土)	東京	池袋サンシャインシティ
10/4(土)	大阪	大阪マーチャンダイズ・マート
11/1(土)	札幌	札幌コンベンションセンター
12/20(土)	東京	池袋サンシャインシティ
2/8日(日)	東京	東京国際フォーラム

【お問い合わせ先】

株式会社リクルートジョブズ Tel:03-6705-1016
<http://shin-nougyoujin.hatalike.jp/index.html>

○ ハローワーク

ハローワークでは、大都市や農林漁業の盛んな都道府県地域に、農林漁業就職支援コーナーを設置し、就業・就農等を希望する方に対して求人情報等の提供や職業相談等を実施しています。

【お問い合わせ先】

お近くのハローワーク

※ハローワークインターネットサービス <https://www.hellowork.go.jp/>

携帯HPはこちら



4 後継者がいない農業者の農業経営を引き継ぎたい。

後継者がいない農業者が有する経営資産や技術を、就農希望者へ円滑に引き継げるよう、農業者に対し就農希望者を紹介します。

また、短期間の農業体験の実施を支援するほか、経営継承のための研修に要する経費(年間最大120万円、最長2年間)を助成します。

【お問い合わせ先】

全国農業会議所(全国新規就農相談センター) TEL:03-6910-1133
または各都道府県の新規就農相談センター(11頁参照)
<http://www.nca.or.jp/Be-farmer/index.php>

携帯HPはこちら



新たに雇用される就農者の研修を支援 ～農の雇用事業～

農業法人等が就農希望者を新たに雇用し、就農に必要な技術・経営ノウハウ等を習得させるために実践的な研修等を実施する場合、研修に要する経費を助成しています。
(年間最大120万円、最長2年間または4年間) ※実施主体は全国農業会議所です。

(関連ホームページ) http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/nouno_koyou.html



農業技術・経営ノウハウを身につけたい！

5 農業の学校等で実践的に学びたい

道府県立の農業大学校や民間の農業教育機関など、全国には様々な教育機関があります。

それぞれの学校では、地域の特色を活かした実践的な農業技術等に関する教育や、講義を中心とした高度な農業経営者教育が行われています。

○各道府県の農業大学校等について知りたい場合は…

全国農業大学校協議会 TEL : 03-3272-3367
<http://www3.ocn.ne.jp/~noudaiky/>

携帯HPはこちら



○もっと経営を学びたい場合は…

一般社団法人 アグリフューチャー・ジャパン TEL : 03-5781-3750
(日本農業経営大学校) <http://www.afj.or.jp/>

※ この他にも農業に関する各種研修等を行っている民間の学校等があります。詳しくは農林水産省 就農・女性課(10頁参照)までお問い合わせ下さい。

農業経営力強化のための研修に参加しませんか？

○経営力養成講座（一般社団法人アグリフューチャー・ジャパン主催）

対象：就農を目指す方や新規就農者の方

内容：各界トップクラスの講師陣による講義・グループワークや企業への視察等

開催時期：7日間コース 平成26年8月23～29日、平成27年1月下旬

3日間コース 平成26年8月4～6日、平成26年12月上旬

【問い合わせ先】

一般社団法人 アグリフューチャー・ジャパン TEL : 03-5781-3750 <http://www.afj.or.jp/>

○オンラインアグリビジネススクール（株式会社サラダボウル主催）

対象：更なる経営発展を目指す農業者の方

内容：ヒューマンリソースマネジメント、セールスマネジメント、経営マネジメント等

開催時期：平成26年8月(予定)からオンラインにより配信

【問い合わせ先】

株式会社サラダボウル TEL : 055-273-2688

6 研修中の所得を確保したい

○ 青年就農給付金(準備型)

農業技術等の研修中に、給付金を給付します。(年間150万円、最長2年間)

道府県農業大学校や都道府県が指定する先進農家・先進農業法人等で研修を受ける方で、以下の要件を満たす方が対象です。

- ① 原則として就農予定時の年齢が45歳未満の方
- ② 都道府県が認める研修期間で概ね1年以上研修する方
- ③ 研修終了後1年以内に就農する以下のいずれかの方
 - ・ 自ら農業経営を行う方
 - ・ 農業法人に雇用されて就農する方
 - ・ 親元就農し、研修終了後5年以内に経営を継承するか農業法人の共同経営者になる方

※ 常勤の雇用契約を締結している場合は対象になりません。

※ 以下の場合は返還となります

- ① 適切な研修を行っていない場合
- ② 研修終了後、一年以内に就農しなかった場合
- ③ 給付期間の1.5倍(最低2年間)の期間、就農を継続しない場合



【お問い合わせ先】
都道府県の農政担当窓口

※給付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP(青年就農給付金)をご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html

独立して農業を始めたい！

まずは、認定新規就農者になりましょう！

本年度より仕組みが新しくなります！

＊「認定新規就農者」とは？

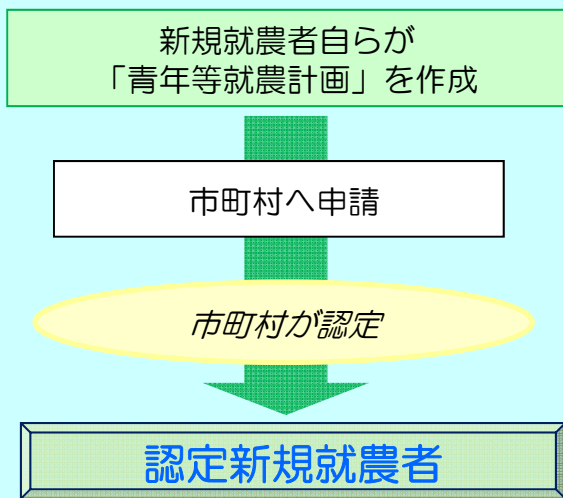
→ 新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村から、自らの農業経営の目標などを記した「青年等就農計画」の認定を受けた方のことです。

＊ 認定新規就農者になるとこんなメリットがあります。

- (1) 青年就農給付金（経営開始型）の給付（7頁参照）
- (2) 青年等就農資金（無利子融資）の貸付け（8頁参照）
- (3) 経営所得安定対策（ゲタ対策・ナラシ対策）への加入

※ 経営所得安定対策については、経営局経営政策課(03-6744-0502)までお問い合わせ下さい。

認定の流れ



※ 都道府県知事に認定を受けた認定就農者が就農計画を添付して青年等就農計画を申請する場合は、青年等就農計画の「記載事項を大幅に省略できるよう認定手続きを簡素化できることとしています。

申請様式

青年等就農計画認定申請書

平成 年 月 日

市町村長 殿

申請者住所
氏名<名称・代表者> (印)
年 月 日生 (歳)
<法人設立年月日 年 月 日設立>

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第14条の4第1項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青年等就農計画					
就農地	農業経営開始日 年 月 日				
就農形態 (該当する形態にレ印)	<input type="checkbox"/> 新たに農業経営を開始 <input type="checkbox"/> 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に新たな部門を開始 <input type="checkbox"/> 親の農業経営を継承 (<input type="checkbox"/> 全体、 <input type="checkbox"/> 一部 継承する経営での従事期間 年 か月)				
目標とする営農類型 (備考の営農類型の中から選択)					
将来の農業経営の構想	(年間農業所得及び年間労働時間の現状及び目標)				
	現状		目標(平成 年)		
	年間農業所得	千円	年間労働時間	千円	
農業経営の規模	現状		目標(平成 年)		
	作目・部門名	作付面積	生産量	作付面積	生産量
		飼養頭数		飼養頭数	

農業経営の規模に関する目標、生産方式に関する目標、経営管理に関する目標、農業従事の態様等に関する目標などを記載

○ 青年就農給付金(経営開始型)

農業を始めて間もない時期に、給付金を給付します。(年間150万円、最長5年間)

農業を始めてから経営が安定するまでの方で、以下の要件を満たす方が対象です。

- ① 市町村における農業経営基盤強化促進基本構想の策定以降に申請する場合は、**認定新規就農者(6頁参照)**の方
- ② 原則として45歳未満で独立・自営就農する方
- ③ 就農する市町村の「人・農地プラン」(9頁下欄参照)に位置付けられている方(見込みも可)、または農地中間管理機構から農地を借り受けている方
- ④ 就農後の総所得(本給付金以外)が250万円未満の方

※ 独立・自営就農とは、以下の条件を全て満たすことを指します。

- ① 農地の所有権又は利用権を給付対象者が有していること。(農地が親族からの貸借が過半である場合は、5年間の給付期間中に所有権移転することが必要です。)
- ② 主要な機械・施設を給付対象者が所有又は借りていること。
- ③ 生産物や生産資材等を給付対象者の名義で出荷・取引すること。
- ④ 経営収支を給付対象者の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

※ 親元に就農する場合であっても、上記の要件を満たせば、親の経営から独立した部門経営を行う場合や、親の経営に従事してから5年以内に継承する場合は、その時点から対象となります。

※ 農家子弟の場合は、新規参入者と同等のリスクを負うと市町村長に認められることが必要です。

※ 夫婦ともに就農する場合は、夫婦合わせて1.5人分を給付します。また、複数の新規就農者が法人を新設して共同経営を行う場合は、新規就農者それぞれに150万円を給付します。

【お問い合わせ先】
市町村の農政担当窓口

※給付手続の流れや申請様式等については農林水産省HP(青年就農給付金)をご覧ください。
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/roudou.html

○ 青年等就農資金(無利子融資)

青年等就農計画に即して農業経営を開始するために必要な機械・施設の購入等に必要な資金を無利子で貸付けます。

1. 対象者

認定新規就農者（6頁参照）

2. 借入条件等

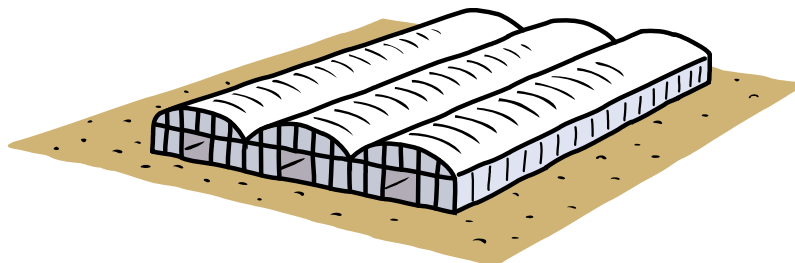
- (1) 資金用途：施設、機械の取得等
- (2) 貸付利率：無利子
- (3) 借入限度額：3,700万円
- (4) 償還期限：12年以内
- (5) 据置期間：5年以内
- (6) 担保等：実質無担保・無保証人

3. 取扱金融機関

株式会社日本政策金融公庫（沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫）

【お問い合わせ先】

最寄りの都道府県、普及指導センター、市町村、
株式会社日本政策金融公庫、 沖縄振興開発金融公庫



9 機械・施設の導入等の経費を支援してほしい

○ 経営体育成支援事業

人・農地プラン(本頁下欄参照)に位置付けられた中心経営体等(新規就農者含む。)が融資を受け、農業用機械・施設等を導入する際、融資残について補助金を交付(上限は事業費の3/10)します。



【お問い合わせ先】

市町村又は都道府県の農政担当窓口

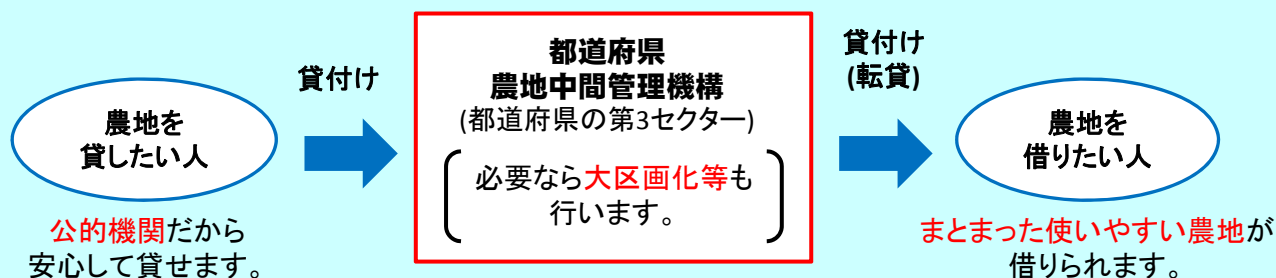
人と農地の問題解決に向けて

* 「人・農地プラン」について

人・農地プランは、集落・地域における話し合いによって、今後の中心となる経営体や、中心経営体への農地集積、地域農業のあり方などを決めていただくもので、人と農地の問題を解決するための「未来の設計図」です。プランに位置づけられると、青年就農給付金(経営開始型)等の支援を受けることができます。

* 「農地中間管理機構」について

農地中間管理機構は「信頼できる農地の中間的受け皿」です。“新規就農するので農地を借りたい!”という場合、機構から農地を借りることができます。



(関連ホームページ) http://www.maff.go.jp/j/keiei/koukai/hito_nouchi.html

農林水産省の相談窓口一覧

ご紹介した各種の支援策について、質問等がございましたら下記までお気軽にご連絡ください。

相談窓口	電話番号	FAX番号
北海道農政事務所経営・事業支援課	011-642-5479	011-613-3793
東北農政局経営支援課	022-221-6217	022-722-7378
関東農政局経営支援課	048-740-0393	048-740-0081
北陸農政局経営支援課	076-232-4238	076-234-3076
東海農政局経営支援課	052-223-4620	052-201-1703
近畿農政局経営支援課	075-414-9055	075-414-7345
中国四国農政局経営支援課	086-224-8842	086-224-7713
九州農政局経営支援課	096-211-9594	096-211-9912
内閣府沖縄総合事務局経営課	098-866-1628	098-860-1179

受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の9時から17時(12時から13時を除く)です。

農林水産省経営局就農・女性課	03-3501-1962	03-3593-2612
----------------	--------------	--------------

受付時間は、月曜日から金曜日(祝祭日を除く)の10時から18時(12時から13時を除く)です。

農業を始めたい皆さんを
応援します！

農林水産省ホームページでも支援策についてご案内しています。
http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/index.html

f 【経営局公式 facebook ページ】
農業経営者新時代ネットワーク

農林水産省経営局では、フェイスブック上での情報発信を行っています。
<https://www.facebook.com/nogyokeiei>

「一農ネット」でつながろう！

青年新規就農者ネットワーク「一農(いちのう)ネット」は、農業でがんばる若い皆さんと農林水産省が直接つながるネットワークです。参加希望者の方は、まず以下のURLまたは右のQRコードにアクセスいただき、メルマガ配信登録をお願いします。

(URL) http://www.maff.go.jp/j/new_farmer/n_syunou/1nou.html



各都道府県の新規就農相談センター

都道府県農業会議	電話番号
北海道農業会議	011(281)6761(直)
青森県農業会議	017(774)8580(直)
岩手県農業会議	019(626)8545(直)
宮城県農業会議	022(275)9164(直)
秋田県農業会議	018(860)3540(直)
山形県農業会議	023(622)8716(直)
福島県農業会議	024(524)1201(直)
茨城県農業会議	029(301)1236(直)
栃木県農業会議	028(648)7270(直)
群馬県農業会議	027(280)6171(直)
埼玉県農業会議	048(829)3481(直)
千葉県農業会議	043(222)1703(直)
東京都農業会議	03(3370)7145(直)
神奈川県農業会議	045(201)0895(直)
山梨県農業会議	055(228)6811(直)
岐阜県農業会議	058(268)2527(直)
静岡県農業会議	054(255)7934(直)
愛知県農業会議	052(962)2841(直)
三重県農業会議	059(213)2022(直)
新潟県農業会議	025(223)2186(直)
富山県農業会議	076(441)8961(直)
石川県農業会議	076(257)7066(直)
福井県農業会議	0776(21)0010(代)
長野県農業会議	026(234)6871(直)
滋賀県農業会議	077(523)2439(直)
京都府農業会議	075(441)3660(直)
大阪府農業会議	06(6941)2701(直)
兵庫県農業会議	078(361)8110(直)
奈良県農業会議	0742(22)1101(代)
和歌山県農業会議	073(432)6114(直)
鳥取県農業会議	0857(26)8371(直)
島根県農業会議	0852(22)4471(直)
岡山県農業会議	086(234)1093(直)
広島県農業会議	082(545)4146(直)
山口県農業会議	083(923)2102(直)
徳島県農業会議	088(621)3054(直)
香川県農業会議	087(812)0810(直)
愛媛県農業会議	089(921)4438(直)
高知県農業会議	088(824)8555(直)
福岡県農業会議	092(711)5070(直)
佐賀県農業会議	0952(23)7057(直)
長崎県農業会議	095(822)9647(直)
熊本県農業会議	096(384)3333(直)
大分県農業会議	097(532)4385(直)
宮崎県農業会議	0985(29)6333(直)
鹿児島県農業会議	099(286)5815(直)
沖縄県農業会議	098(889)6027(直)

青年農業者等育成センター	電話番号
公益財団法人北海道農業公社	011(271)2255
公益社団法人あおもり農林業支援センター	017(773)3131
公益社団法人岩手県農業公社	019(651)2181
公益社団法人みやぎ農業振興公社	022(275)9191
公益社団法人秋田県農業公社	018(893)6211
公益財団法人やまがた農業支援センター	023(641)1117
公益財団法人福島県農業振興公社	024(521)9848
公益社団法人茨城県農林振興公社	029(239)7131
公益財団法人栃木県農業振興公社	028(648)9511
公益財団法人群馬県農業公社	027(251)1220
公益社団法人埼玉県農林公社	048(558)3555
公益社団法人千葉県園芸協会	043(223)3008
公益財団法人東京都農林水産振興財団	042(528)1357
神奈川県立かながわ農業アカデミー	046(238)5274
公益財団法人山梨県農業振興公社	055(223)5747
一般社団法人岐阜県農畜産公社	058(276)4601
公益社団法人静岡県農業振興公社	054(250)8991
公益財団法人愛知県農業振興基金	052(951)3626
公益財団法人三重県農林水産支援センター	0598(48)1226
公益社団法人新潟県農林公社	025(281)3480
公益社団法人富山県農林水産公社	076(441)7396
公益財団法人いしかわ農業人材機構	076(225)7621
公益社団法人ふくい農林水産支援センター	0776(21)5475
公益社団法人長野県農業担い手育成基金	026(231)6222
公益財団法人滋賀県農林漁業担い手育成基金	077(523)5505
公益社団法人京都府農業総合支援センター	075(417)6847
一般財団法人大阪府みどり公社	06(6266)8916
公益社団法人兵庫みどり公社	078(361)8116
公益財団法人奈良県農業振興公社	0742(23)6148
公益財団法人和歌山県農業公社	073(433)5547
公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構	0857(26)8349
公益財団法人しまね農業振興公社	0852(20)2872
公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団	086(226)7423
一般社団法人広島県森林整備・農業振興財団	082(541)6185
公益財団法人やまぐち農林振興公社	083(924)8100
公益財団法人徳島県農業開発公社	088(621)3083
公益財団法人香川県農地機構	087(831)3211
公益財団法人えひめ農林漁業振興機構	089(945)1542
公益財団法人高知県農業公社	088(823)8618
公益財団法人福岡県農業振興推進機構	092(716)8355
公益財団法人佐賀県青年農業公社	0952(25)7106
公益財団法人長崎県農林水産業担い手育成基金	0957(25)0031
公益財団法人熊本県農業公社	096(385)2679
公益社団法人大分県農業農村振興公社	097(535)0400
公益社団法人宮崎県農業振興公社	0985(51)2011
公益社団法人鹿児島県農業・農村振興協会	099(213)7223
公益社団法人沖縄県農業振興公社	098(882)6801

